



児童扶養手当を父子家庭にも拡大

ひとり親家庭に対する自立を支援するため、8月1日から父子家庭の父にも児童扶養手当が支給されます。

児童扶養手当を受給するには申請が必要です。支給要件に該当する人は11月30日までに忘れずに手続きをしてください。(11月30日を過ぎると、申請の翌月からの支給になります。)申請時に必要なものなど詳しくはお問い合わせください。

◎父子家庭への支給要件 次の①～⑤のいずれかに該当する子ども(18歳になった日以降の最初の3月31日まで)を監護し、生計を同一にしている父

- ①父母が婚姻を解消した子ども
- ②母が死亡した子ども
- ③母が重度の障害の状態にある子ども
- ④母の生死が明らかでない子ども
- ⑤その他(母が1年以上遺棄している子ども、母が1年以上拘禁されている子ども、母が婚姻によらないで懐胎した子どもなど)

◎支給月額 受給資格者の所得や監護・養育する子どもの数に応じて決まります。

- 子ども1人の場合 ▶▶全部支給 41,720円 一部支給 41,710円～9,850円
- 子ども2人以上の加算額 ▶▶2人目 5,000円 3人目以降 1人につき 3,000円

児童扶養手当

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。

〈問い合わせ・申請先〉 子育て福祉課 (☎ 82・1175)  
総合事務所市民窓口課 (☎ 71・1514) 埴生支所 (☎ 76・0001)

◎補装具費(購入費・修理費)の支給

身体障害者手帳を持っている人には、その障がいに応じて、補装具(失われた部位や部分を補って必要な身体能力を得るための用具)の購入または修理に要する費用の支給があります。購入後では支給の対象になりませんので、支給を希望される場合は必ず事前にご相談ください。また、介護保険で貸与を受けることができる人は、介護保険制度が優先されます。

◎補装具の種類

対象	品目
視覚障がい	盲人安全つえ, 義眼, 眼鏡
聴覚障がい	補聴器
肢体不自由	義肢, 装具, 座位保持装置, 車いす, 電動車いす, 歩行器, 歩行補助つえ
肢体不自由 (18歳未満)	座位保持いす, 排便補助具, 起立保持具, 頭部保持具
重度障がい	重度障がい者用意思伝達装置

◎費用負担

原則 1割負担。世帯の所得に応じて以下の月額負担上限額があります。

世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護受給世帯 市民税非課税世帯	0円
市民税課税世帯	37,200円

※本人または世帯員のうち、市民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合、補装具費の支給対象外になります。

〈問い合わせ・申請先〉 高齢障害課 (☎ 82・1170)  
総合事務所市民窓口課 (☎ 71・1514)

知っておきたい障害者福祉制度